

H. R. 2617-1060

第W部—2022年米国発明者解放法 (Unleashing American Innovators Act of 2022)

第101条 簡略名称

第W部は、2022年米国発明者解放法 (Unleashing American Innovators Act of 2022) として引用され得る。

第102条 定義

第W部で使用する用語の定義は以下の通りとする。

- (1) 長官—「長官」という用語は、米国商務省知的財産担当次官兼特許商標庁長官を意味する。
- (2) オフィス—「オフィス」とは、米国特許商標庁を意味する。
- (3) 特許プロボノプログラム—「特許プロボノプログラム」(無料支援プログラム) という用語は、リーヒ・スミス米国発明法の第32条に基づき設立されたプログラムを意味する(合衆国法律集第35巻第2条ノート)。
- (4) 米国南東部—「米国南東部」とは、バージニア州、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、ジョージア州、フロリダ州、テネシー州、アラバマ州、ミシシッピ州、ルイジアナ州、アーカンソー州からなる米国内の地域を指す。

第103条 サテライトオフィス

(a) 目的および必要な考慮事項の改正—リーヒ・スミス米国発明法第23条(合衆国法律集第35巻第1条ノート)を次の通り改正する。

- (1) 第(b)項
 - (A) パラグラフ(1)—
 - (i) 「を対象にアウトリーチ活動を強化する」を削除し、

H. R. 2617-1061

(ii) 「オフィス」の後ろに次を挿入する。「個人発明家、中小企業、退役軍人、低所得者層、学生、地方住民、および特許出願数が少ないと長官が判断する地域に対するアウトリーチ活動を強化するなど」。

(B) パラグラフ(2)を削除し、次を挿入する。

「(2) 経済的、地理的、人種的に多様な背景を持つ特許審査官や特許審判官の確保を強化すること。」

(2) 第(c)(1)項—

(A) サブパラグラフ(D)の最後の「および」を削除、

(B) サブパラグラフ(E)の文末のピリオドを削除、「および」を挿入、および

(C) 次を文末に挿入する。

「(F) 2023年1月1日以降に設立された各オフィスに関しては、中核機関（退役軍人に主にサービスを提供する病院および高等教育機関など）、個人発明家、中小企業、退役軍人、低所得者層、学生、地方住民、および特許出願数が少ないと長官が判断するイノベーター地域との近接性を考慮しなければならない。

H. R. 2617-1062

- (b) 南東部地域オフィス—
- (1) 概要—本法の制定日から3年以内に、長官は、米国南東部に特許商標庁のサテライトオフィスを設置するものとする。
 - (2) 考慮事項—パラグラフ(1)に基づき求められるオフィスの用地を選定する際、長官は、以下を考慮するものとする。
 - (A) 当該用地周辺に立地する特許集中産業の数。
 - (B) 高等教育機関を含む研究集約型の機関が、当該用地の近くにどのくらいあるか。
 - (C) 当該用地周辺に立地する知的財産集約型産業を支援する国や地方自治体の法律や事業の枠組み。
- (c) サテライトオフィス増設の検討—本法の制定日から2年以内に、長官は、次の目的で特許商標庁のサテライトオフィスを増設する必要があるか否かを決定するための調査を完了すること。
- (1) 本項で改正されるリーヒ・スミス米国発明法第23条(b)（合衆国法律集第35巻第1条ノート）に記載された目的を達成するため、および
 - (2) 個人発明家、中小企業、退役軍人、低所得者層、学生、地方住民、および特許出願数が少ないと長官が判断する地域のイノベーターの特許制度への参加を強化するため。

第104条 コミュニティアウトリーチオフィス

- (a) 設立—
- (1) 概要—パラグラフ(2)および(3)に従い、本法の制定日から5年以内に、長官は、米国内に少なくとも4件のコミュニティアウトリーチオフィスを設立すること。
 - (2) 制限事項—パラグラフ(1)のもと設立されたコミュニティアウトリーチオフィスは、次と同じ州に所在してはならない。
 - (A) 特許商標庁の本部、または
 - (B) 特許商標庁のサテライトオフィス
 - (3) ニューイングランド地方北部の要件
 - (A) 概要—長官は、本項に基づき、バーモント州、ニューハンプシャー州、およびメイン州を管轄するニューイングランド地方北部に、少なくとも1つのコミュニティアウトリーチオフィスを設立すること。
 - (B) 考慮事項—サブパラグラフ(A)の下で設立が求められるオフィスの場所を決定する際、長官は、次の場所を優先するものとする。
 - (i) 本法が制定された日現在で、
 - (I) 公立の高等教育機関が1校以上、および私立の高等教育機関が1校以上あること、
 - (II) 特許商標庁の登録懲戒局のデータに基づく弁理士登録者数が15名以下であること、ならびに

H. R. 2617-1063

(ii) 国勢調査局が実施した「2012年企業経営者調査」のデータによれば、女性、マイノリティ、退役軍人が経営する企業（当該調査に定める用語の定義による）が全体の45%未満であること。

(b) 目的—第(a)項の下に設立されたコミュニティアウトリーチオフィスの目的は、次の通りである。

(1) 第W部で改正されるリーヒ・スミス米国発明法第23条(b)(1)（合衆国法律集第35巻第1条ノート）に記載された目的をさらに達成するため、

(2) 地域のコミュニティ組織、高等教育機関、研究機関、および企業などと提携し、地域社会に根ざした以下のようなプログラムを作る

(A) 特許制度に関する教育提供；

および

(B) イノベーションと起業家精神がもたらすキャリアの利益の促進；ならびに

(3) 個人発明家、中小企業、退役軍人、低所得者層、学生、地方住民、および特許出願数が少ないと長官が判断する地域のイノベーターを含む将来の発明家に、特許プロボノプログラムなど、特許出願希望者が利用できるすべての公的および民間のリソースについて教育する制度。

第105条 特許プロボノプログラムの更新

(a) 調査および更新—

(1) 概要—本法の制定日から1年以内に、長官は、

(A) 特許プロボノプログラムの調査を完了すること；および

(B) サブパラグラフ (A) に基づく調査の結果を上院司法委員会および下院司法委員会に提出すること。

(2) 調査の範囲—パラグラフ (1)(A) に基づき求められる調査は、

(A) 次の内容を評価すること。

(i) 調査開始日時点で有効な特許プロボノプログラムが、将来や現在の参加者に十分なサービスを提供できているか否か。

(ii) 参加希望者にサービスを提供するための十分な資金が特許プロボノプログラムにあるか否か。

(iii) 特許制度に関して求められる知識の要件など、特許プロボノプログラムの参加要件が将来の参加者の抑止となっているか否か。

(iv) 将来の発明人が特許プロボノプログラムをどの程度認識しているか。

(v) 弁護士が特許プロボノプログラムに参加することを躊躇する要因があるとすれば、それは何か。

(vi) 特許プロボノプログラムに非弁護士の代理人を含めることで、特許プロボノプログラムが向上するか否か。

(vii) 長官が適切と判断するその他の問題、および

(B) 適切と思われる行政的かつ立法的な措置を提案すること。

(b) 結果の活用—長官は、第(a)項に基づき求められた調査が完了した時点で、プロボノ諮問委員会、特許プロボノプログラムの運営者、および米国内の知的財産法協会と協力して、特許プロボノプログラムを調査結果に応じたものに更新するものとする。

(c) 収入上限の拡大

(1) 概要—長官は、特許プロボノプログラムの対象を、世帯総所得が連邦貧困ラインの400%以下の世帯の個人に拡大するために、米国内の既存の特許プロボノプログラムおよび知的財産法協会と協力し、財政支援も含めて、これらを支援するものとする。

(2) 解釈の規則—パラグラフ(1)のいかなる規定も、特許プロボノプログラムが、同パラグラフに記載された水準よりも高い上限を設定することを妨げるものと解釈してはならない。

第106条 出願前審査試行プログラム

(a) 試行プログラム—本法の制定日から1年以内に、長官は、初めて特許出願をする予定の者を支援する試行プログラムを設立し、同プログラムでは、かかる特許出願予定者が提出した特許出願の強みおよび弱みを評価すること。

(b) 考慮事項—第(a)項に基づき求められる試行プログラムを策定するにあたり、長官は、次の事項を設定するものとする。

(1) 同項に記載の評価を希望する特許出願予定者に、提供される評価が特許商標庁による特許性の正式な裁定とは見なされないことを通知するための通知プロセス。

(2) 利用可能なリソースを考慮した上での、試行プログラムの適格性を判断するための条件。

(3) 個々の特許初回出願予定者への支援に費やす時間の合理的な制限。

(4) 特許プロボノプログラムを含め、特許出願予定者に弁護士を紹介する手続き。

(5) 特許出願予定者から開示された秘密情報を保護するための手続き。

第107条 小規模事業体および極小規模事業体の料金減額

(a) 第35巻—合衆国法典第35巻第41条(h)を次のとおり改正する。

(1) パラグラフ(1)において、「50パーセント」を削除し、「60パーセント」を挿入し、

(2) パラグラフ(3)において、「75パーセント」を削除し、「80パーセント」を挿入する。

(b) 虚偽の証明書—合衆国法典第35巻を次のとおり改正する—

(1) 第41条の文末に次の項目を挿入する。

H. R. 2617-1065

(j) 虚偽の主張に対する罰則—法令に基づく他の罰則に加え、本条項に基づく料金減額の権利の主張が虚偽であったことが判明した事業体は、長官が決定する罰金の対象となる。罰金の金額は、長官が虚偽の主張を発見した日が特許発行日の前であったか、または後であったかに関わらず、当該事業体が虚偽の主張の結果として支払いを怠った金額の3倍以上の過料に処されるものとする。

(2) 第123条の文末に次の項目を挿入する。

「(f)虚偽の証明書に対する罰則—法令に基づく他の罰則に加え、本条項に基づき虚偽の証明書を作成したことが判明した事業体は、長官が決定する罰金の対象となる。罰金の金額は、長官が虚偽の主張を発見した日が特許発行日の前であったか、または後であったかに関わらず、当該事業体が虚偽の証明の結果として支払いを怠った金額の3倍以上の過料に処されるものとする。」

(c) リーヒ・スミス米国発明法—リーヒ・スミス米国発明法の第10条(b) (合衆国法律集第35巻第41条ノート) は、次の通り改正される。

(1) 「50パーセント」を削除し、「60パーセント」を挿入し、

(2) 「75パーセント」を削除し、「80パーセント」を挿入する。

(d) 料金の調査—

(1) 概要—本法の制定日から2年以内に、長官は、次の事項を実施すること。

(A) 特許商標庁が請求する料金の調査を完了すること、および

(B) サブパラグラフ(A)に基づき調査の結果を上院司法委員会および下院司法委員会に提出すること。

(2) 調査の範囲—パラグラフ(1)(A)に基づき求められる調査は、

(A) 以下の項目を評価すること。

(i) 小規模事業体及び極小規模事業体向けの料金が、これらの事業体の特許出願を阻害しているか否か、

(ii) 審査手数料は、審査費用におおよそ見合うものであるか否か、および維持年金を審査費用に充てることでどのようなインセンティブが生じるか、ならびに

(iii) 第(i)号および第(ii)号に基づいて行われた評価の結果が、特許商標庁の料金体系を変更することを支持するものであるか否か。

たとえば

(I) 標準出願料および審査料の増額、

(II) 標準維持年金の減額、および

(III) 小規模および極小規模事業体の料金を標準出願料の一定割合で減額すること、ならびに

(B) 適切と思われる行政的かつ立法的な措置を提案すること。